

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

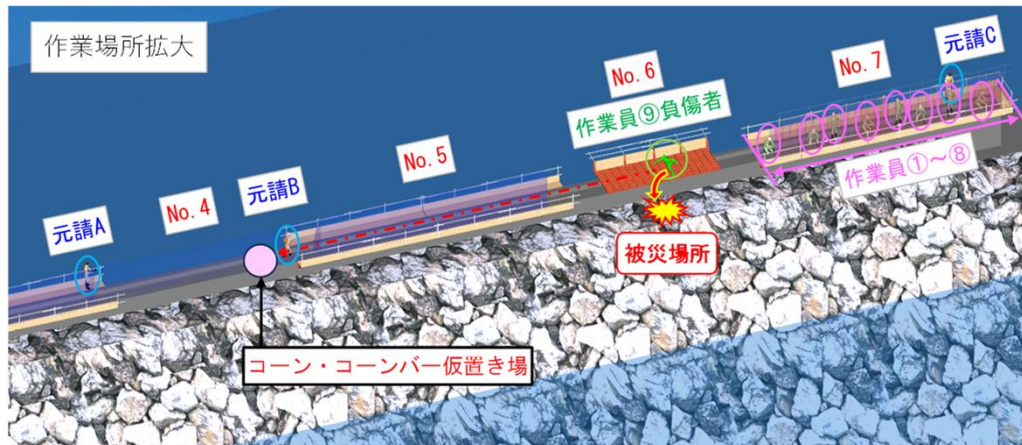
管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

I. 事故概要

発生日時 : 令和8年2月17日(火) 9時28分
作業内容 : 上部コンクリート型枠組立、ブラケット足場設置
被災状況 : 左大腿骨転子部骨折

II. 事故発生状況

- 作業員①～⑧及び作業員⑨(被災者)は、NO.7ブロック上で組立作業を行っていた。
- 事故当日の朝礼時に、元請Aから下請作業員(①～⑨)に指示した「NO.6とNO.7間の立入禁止措置」が未実施であることに元請C(担当技術者)が気づき、作業員⑨に対し、NO.4ブロックに仮置きしているコーン・コーンバーで立入禁止措置を講じるよう指示した。
- 作業員⑨(被災者)は、事故当日の朝礼で「仮置きした型枠上は通らない」の注意喚起があったにもかかわらず、NO.6ブロック上に仮置き中の型枠上を通過してコーン等を取りに行ってしまう、バランスを崩して被覆石上(高低差1m)に転落し被災した。



事故発生時の人員配置図



事故発生時の状況



事故発生時の状況(再現)

Ⅲ. 事故発生の原因

- 1) 事故当日の朝礼時、元請から下請へ、仮置き中の型枠上は通行しないよう注意喚起したにもかかわらず、被災者は次の段取りに気をとられ、注意喚起を失念し型枠上を通行してしまった。【失念、集中不足、作業手順の不徹底】
- 2) 事故当日の朝礼時、元請から下請へ、立入禁止措置を講じる指示はあったが、“誰が講じるのか”が不明確であったため、下請は他の誰かが対応するだろうと思い込み、その結果、立入禁止措置が実施されないまま作業を開始した。【指示・周知不足（曖昧な指示）、思い込み、相互確認（コミュニケーション）不足】
- 3) ブロック上に型枠を仮置き中は、型枠を迂回し被覆石上の安全通路を通行することとしていたが、日々の作業の進捗に伴い生じる安全通路の切回しの状況を現場内で未周知だった。【周知不足、確認不足、安全情報の不明瞭】

Ⅳ. 再発防止対策

- 1) 全作業員の相互声かけによる注意喚起に加え、元請は現場巡視を徹底し、全作業員がKY活動実施後に当日の安全通路を現地確認、立入禁止場所の確認、立入禁止措置は実施済みか確認することを徹底する。【注意喚起、作業手順の遵守、相互確認の徹底、安全対策の徹底】
- 2) 指示者（元請・下請）は、①誰が、②誰に、③何を行うかを明確かつ具体的に指示することを徹底し、職長は立ち入り禁止措置を行う者を指名する。職長及び元請の2人は立入禁止措置済みか二重チェックすることを徹底する。【指示の明確化の徹底】
- 3) 不安全箇所への誤進入防止のため、安全通路及び立入禁止場所を全作業員に一目で分かるよう明瞭な位置に掲示物を設置する。【安全通路の周知・明確化の徹底】
- 4) 安全通路を確保するため、型枠は本体ブロック上へ仮置きせず、型枠は直接台船に積み込んで次の施工箇所へ運搬し、型枠組立を行う。【作業手順の見直し】